

仕 様 書

1 業務名

厚別区役所空調ダクト修繕業務

2 作業内容

本業務は、厚別区役所庁舎内において、空調ダクトの破損を修繕するため、以下の内容に基づき作業を実施するものとする。

(1) 事前準備・現地調査

作業開始前に現地調査を実施し、以下について委託者と協議のうえ決定すること。

- ア 既存設備の状況（寸法、周辺設備との干渉状況等）を踏まえた作業範囲・数量、鉄板ダクトの製作寸法及び吊り金具の配置等
- イ 天井開口が必要となる箇所、開口寸法及び復旧方法
- ウ 空調機の停止時間、作業手順等、庁舎利用者への影響を最小限とするための計画
- エ 足場（ローリングタワーや脚立あゆみ板等）の設置位置・範囲及び通行動線の確保

(2) 養生・天井開口及び撤去・取り外し

- ア 作業開始前に、必要に応じて、周辺の機器、配管、照明器具、什器等を養生し、粉じん飛散防止措置を講じること。
- イ 天井材を 910mm×910mm 程度開口すること。作業中、開口部については安全確保のため、プラベニア等により仮復旧・養生を行うこと。
- ウ 機器類の一時取り外し
再利用する既存機器（VAV、VD・FD 等のダンパー類、アネモスタット型吹出口や GVS 等の制気口、防振吊り金具）については、必要に応じて一時取り外しを行い、破損しないよう適切に保管すること。

エ 撤去作業

既存グラスウールダクト、角丸ダクト、制気口 BOX、保温材及び内貼り材等を順次取り外し、落下や破損が生じないように安全に撤去すること。

オ 区役所 4 階機械室のダクト破損部分

既設消音エルボ、既設保温材及び内貼材の撤去を行うこと。なお、撤去作業にあたっては、必ずフランジ部以外で取り外しを行い、適切なアスベスト対策を講じること。

カ 撤去材等の運搬

作業に伴い発生した撤去材及び廃棄物等については、委託者が指定する庁舎内の場所まで運搬すること。

(3) 新設ダクト等の搬入・組立・設置

- ア 受託者が事前に製作した部材を現場へ搬入し、搬入経路及び作業スペースに支障が生じないように配慮すること。
- イ 鉄板ダクトの設置
亜鉛鉄板を用いた角ダクトを順次組立・設置すること。接続には TFD 工法によるフランジ及びパッキン類等の副資材を使用し、気密処理や支持金物類での固定を行うこと。

ウ チャンバー設置

制気口 BOX（亜鉛鉄板等）を製作し、確実に取り付けること。

エ 角丸ダクト・接続作業

VAV・CAV等との接続には、角丸ダクト（亜鉛鉄板製）を使用し、接手類・支持金物類を含めて気密性を確保し確実に取り付けること。

オ ダンパー・単管作業

一時取り外した VD・FD を再利用して取り付けるとともに、必要に応じて 1.6mm 単管（亜鉛鉄板製）を挿入して接続・設置を行うこと。

カ 機器・制気口の復旧

一時取り外した VAV、アネモスタット型吹出口、GVS 等の制気口類及び防振吊り金具を所定の位置に再利用して確実に取り付けること。

キ 消音エルボの設置（区役所 4 階機械室 一般系統 RA）

区役所 4 階機械室の一般系統 RA について、現地組み立て式の消音エルボを設置し、風量・騒音への影響が生じないよう適切に支持・接続して確実に取り付けること。

(4) 保温及び内貼り作業

ア 新設ダクト等に対し、保温材（グラスウール板・ガラスクロス貼りグラスウール板）を施工し、結露防止及び断熱性能の確保に努めること。

・ SA 角ダクト（1 階天井内隠蔽部等）：グラスウール板

・ SA 吹出 BOX（制気口 BOX）内張：ガラスクロス貼りグラスウール板

イ 区役所 4 階機械室に新設した消音エルボに対し、保温材（グラスウール板）を用いた内貼りを施工すること。

ウ 保温材・内貼りの施工後、固定状態、仕上がり、断熱性能に問題がないことを確認すること。

(5) 天井復旧及び片付け

ア 作業後、開口した天井材について原状復旧を行うこと。復旧にあたっては、ソーラトン、ジプトン（フィッシャー等）、シングルバー等の副資材を使用し、周囲の天井材との色調・仕上げの差異が最小となるよう配慮すること。

イ 復旧後、天井面の強度、固定状態、仕上がり問題がないことを確認すること。

ウ 復旧作業に支障がないよう場内を整理し、清掃を行って完了すること。

(6) 付帯作業及び足場設置等

ア 業務の遂行に伴い必要となる休日時間指定作業、アンカー打設、場内小運搬等の雑作業、ならびにビニール養生などの付帯作業については、委託者と協議のうえ適切に実施すること。

イ 足場（ローリングタワーや脚立あゆみ板等）の設置にあたっては、安全確保および庁舎利用者への影響を最小限とするよう計画し、通行動線を妨げない範囲で委託者の承諾を得ること。

(7) 使用する機具及び部材等

本業務で使用する主な機具及び部材等は下表のとおりとする。なお、表に記載している形質の寸法及び数量は目安とする。

【1 階】

No	名称	形質	数量
1	ソーラトン（化粧吸音天井材）	303×606 ST-S-600	4 ケース
2	シングルバー（天井下地材）	4m	5 本

3	S ジョイント（天井下地接続金具）	—	20 個
4	チャンネル（天井下地材）	4m	2 本
5	グラスウール板	40k 25mm・ALGC	56m ²
6	ガラスクロス貼りグラスウール板	40k 25mm	3 台
7	亜鉛鉄板ダクト（TFD 工法ダクト）	0.5mm	94m ²
8	角丸ダクト（亜鉛鉄板製）	200W×200H×150Φ	4 ケ
9		350W×250H×150Φ	2 ケ
10		350W×250H×300Φ	2 ケ
11	制気口 BOX（亜鉛鉄板製・GW25t 用）	350L×350W×350H	1 台
12		400L×400W×350H	2 台
13		450L×350W×350H	1 台
14		500L×450W×350H	2 台
15	単管（亜鉛鉄板製ダンパー接続管、1.6mm）	200W×200H×400L	1 台
16		350W×250H×400L	1 台
17		450W×250H×400L	1 台

【2 階 区役所側】

No	名称	形質	数量
1	ソーラトン（化粧吸音天井材）	303×606 ST-S-600	6 ケース
2	シングルバー（天井下地材）	4m	7 本
3	S ジョイント（天井下地接続金具）	—	30 個
4	チャンネル（天井下地材）	4m	3 本
5	グラスウール板	40k 25mm・ALGC	51m ²
6	ガラスクロス貼りグラスウール板	40k 25mm	3 台
7	亜鉛鉄板ダクト（TFD 工法ダクト）	0.5mm	74m ²
8	角丸ダクト（亜鉛鉄板製）	400W×250H×300Φ	4 ケ
9	制気口 BOX（亜鉛鉄板製・GW25t 用）	350L×350W×300H	2 台
10		350L×350W×350H	4 台
11	制気口 BOX（亜鉛鉄板製）	500L×400W×300H	1 台
12		550L×450W×350H	2 台

【2階 消防署側】

No	名称	形質	数量
1	ジプトン（化粧石膏ボード）	455×910	2 ケース
2	シングルバー（天井下地材）	4m	2 本
3	S ジョイント（天井下地接続金具）	—	10 個
4	チャンネル（天井下地材）	4m	1 本
5	グラスウール板	40k 25mm・ALGC	44 m ²
6	ガラスクロス貼りグラスウール板	40k 25mm	6 台
7	亜鉛鉄板ダクト（TFD 工法ダクト）	0.5mm	74m ²
8	角丸ダクト（亜鉛鉄板製）	400W×250H×300Φ	4 ケ
9	制気口 BOX（亜鉛鉄板製・GW25t 用）	350L×350W×300H	2 台
10		350L×350W×350H	4 台
11	制気口 BOX（亜鉛鉄板製）	500L×400W×300H	1 台
12		550L×450W×350H	2 台

【4階】

No	名称	形質	数量
1	グラスウール板	40k 50mm 1000W×700H	1 台
2	消音エルボ（騒音低減用ダクト曲がり部）	現地組立式 1.6 mm	1 台
3	TFD フランジ（亜鉛鉄板製接続フランジ）	1000W×700H	2 枚

3 作業後の性能確認及び調整

本業務の施工完了後、以下のとおり性能確認を行い、正常に機能するよう確認及び調整等を行うこと。

(1) 空調・ダクト全般の確認

ア 空調機を運転し、風量測定器等を用いて、給気・排気の風量が作業前よりも改善していることを確認すること。

イ ダクト接続部、フランジ部、角部等において漏気がないか確認し、必要に応じて補修を行うこと。

ウ 風量の偏り、異常振動等がないことを確認すること。

(2) VAV の性能確認

作業に伴い、VAV の取り外しを行った場合は、VAV が適切に開閉するか確認すること。

(3) 異常時の対応

上記(1)及び(2)の確認において、本業務の作業に伴う異常が認められた場合は、調整等を行い、再確認すること。調整等を行ってもなお不具合が解消しない場合など、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議すること。

4 履行場所、履行期間及び作業時間

(1) 履行場所

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2
厚別区役所庁舎内

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。
作業日程は委託者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 作業時間

本業務は庁舎利用者への影響を最小限とするため、原則として以下の時間帯に作業を行うものとする。また、厳冬期（目安：12月下旬～2月）を除く期間が作業のメインとなるように作業工程を計画し、詳細は委託者と協議すること。

- ・平日：17時30分以降
- ・土曜日・日曜日：9時00分～17時00分

5 提出書類

- (1) 受託者は、当該業務の実施にあたり、作業工程表（様式任意）を事前に委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 完了届（役務－第9号様式）
- (3) 業務報告書
※ 作業写真（作業前、作業中、作業後）を含む
- (4) その他、委託者が必要と認める書類

6 その他

- (1) 受託者は、作業に当たって必要な事項について、委託者との間で十分な打ち合わせを行うこと。また、作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。
- (2) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。
- (3) 作業に必要な工具類及び部品類については、受託者において用意すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めること。また、燃料・電気・水道・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (5) 作業場所において、建物や設備の破損及び事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故については、受託者の責任において対応すること。
- (6) 当該業務を行ってもなお、不具合が解消しない場合など、本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。
- (7) 業務仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）（当該年に適用される版）」による。

7 担当課

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係

所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3－2

電話：011-895-2419

担当課メールアドレス：atsu.shomu@city.sapporo.jp